

外国人起業活動促進事業に関する告示の一部改正（案）に対する意見公募要領

令和6年11月8日
経済産業省
イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和6年6月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を外国人起業活動促進事業と一本化することで全国展開することとされたことを受け、「外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）」について、一部改正するなどの所要の措置を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「外国人起業活動促進事業に関する告示の一部改正（案）」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課
（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年11月8日（金）～令和6年12月8日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課
パブリックコメント担当 あて
- (3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-chou-tatsu@meti.go.jp

(電子メールの件名を「外国人起業活動促進事業に関する告示の一部改正(案)に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

